

## 板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金交付要綱

(令和 8 年 3 月 3 1 日 区長決定)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、保育施設等における事務作業の業務の ICT 化を推進し、保育士の負担軽減を図るとともに保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることにより児童の福祉の向上を図ることで保育の質の確保及び向上を目的とし、保育業務支援システムの導入、機能拡充を図る施設に対して必要な経費の一部を補助する。

### (対象)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条の規定により板橋区長（以下「区長」という）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する幼保連携型認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第 4 3 条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業

(3) 子ども・子育て支援法第 4 3 条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する事業所内保育事業

### (補助対象事業)

第 3 条 前条に規定する対象施設に対し、次の各号のいずれかに該当する補助対象事業を行う場合に、その必要となる費用の一部を補助する。

(1) 保育業務支援システムの導入費用

保育所等が保育士等の業務負担を軽減するため、次のアからエまでに掲げいずれかの機能を有するシステムを導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。）とする。

なお、システムの導入にあたっては、以下の機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

ア 保育に係る計画・記録に関する機能

イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能

ウ 保護者との連絡に関する機能

エ キャッシュレス決済に関する機能

(2) 通訳や翻訳のための機器の導入費用

(3) 機能の拡充を伴うシステム更新費用及び保育士の業務負担軽減のためのタブレット端末等の導入増に伴う費用

2 保育業務支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、保育士や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みとなっているなど、保育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

(1) 導入した保育業務支援システムの操作方法、活用方法についてシステム販売事業者等のサポート体制が整備されているか確認すること。

(2) 園児等の個人情報の管理についてセキュリティ対策を十分に確保すること。

(3) 保育にあたっての業務効率化だけでなく、板橋区等への申請・報告等に必要データを管理し、これらについても業務負担の軽減を図ること。

(4) 「イ 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全管理の取組について明記すること。

(対象経費)

第4条 この要綱における対象経費については、次の表のとおりする。

対 象 内	対 象 外
(ICT 機器導入及び機能拡充のために必要な) 購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及び備品等の購入費並びにその消費税	(左欄に掲げる経費のほか) 振込手数料及びクレジットカード利用料等クレジットカード会社を介して支払う契約を行う場合のクレジットカードに対する分割払い手数料 (機能拡充のための) メンテナンス料、ライセンス料

【備考】

(1) クラウド型の保育業務支援システムの場合、当該年度分の保守料と利用料金を対象経費とし、翌年度以降分については当該年度に前払いしても対象経費とはしない。

(2) 当該システム導入に当たって、最低限必要となる備品等の購入等を含めても差し支えない。

(3) 対象経費は令和8年度内に導入及び機能の拡充により事業者への支払いが完了したものに限り対象とする。

(補助金交付額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とする。なお、補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方に4分の3を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の金額についてはこれを切り捨てる。

また、補助上限額は、1,300,000円とし、(2)の補助上限額は1,100,000円とする。ただし、(3)の機器を導入する場合には、(1)または(2)に補助上限額150,000円を加算する。

(1) 新規システム導入の場合

<端末購入等を行わない場合の補助基準額>

1 機能を導入する場合	1 施設あたり	200,000円
2 機能を導入する場合	1 施設あたり	400,000円
3 機能を導入する場合	1 施設あたり	600,000円
4 機能を導入する場合	1 施設あたり	800,000円

<端末購入を行う場合の補助基準額>

1 機能を導入する場合	1 施設あたり	700,000円
2 機能を導入する場合	1 施設あたり	900,000円
3 機能を導入する場合	1 施設あたり	1,100,000円
4 機能を導入する場合	1 施設あたり	1,300,000円

(2) 機能の拡充及びタブレット端末の導入増による場合

1 機能を拡充する場合	1 施設あたり	200,000円
2 機能を拡充する場合	1 施設あたり	400,000円
3 機能を拡充する場合	1 施設あたり	600,000円
タブレット端末等の導入増	1 施設あたり	500,000円

(3) 通訳や翻訳のための機器の導入費用の補助基準額 1施設あたり 150,000円  
(提出書類)

第6条 補助を受けようとする施設は、ICT 機器導入または機能拡充に係る次の書類を区長に提出しなければならない。

(1) 見積書、請求書、導入する ICT 機器に搭載されている機能について詳細に確認できる資料（仕様書、カタログ等）

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、申請書類が提出された際は、内容を確認し、本事業の対象の可否を速やかに対象施設に通知する。

(交付申請及び決定)

第7条 前条により本事業の対象とされた施設は、区長が定める期日までに、板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、当該申請書の内容を確認し適正と認めた場合は、板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不相当と認める場合は板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、対象施設に通知する。

(実績報告及び確定)

第8条 区長から交付決定を受けた対象施設は、区長が定める期日までに、板橋区保育所等

における ICT 化推進事業補助金実績報告書（別記第 4 号様式）及び領収書（写）を区に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書の提出を受けた区長は、導入または機能拡充された当該システムが板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）提出時の内容と一致しているか否かについて確認を行い、適当と認めた場合は、板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金交付確定通知書（別記第 5 号様式）により対象施設に通知する。

（交付請求及び支払い）

第 9 条 区長から交付確定通知を受けた対象施設は、板橋区保育所等における ICT 化推進事業補助金交付請求書（別記第 6 号様式）により区長に請求し、補助金の交付を受けるものとする。この場合において、区長は、請求書を受領後速やかに、補助金を交付しなければならない。

（補助金の取消し）

第 10 条 区長は補助金の交付を受けた保育施設等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金交付の目的外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第 11 条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消された保育施設等が既に補助金の交付を受けている場合にあつては、期間を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる額は、次の各号の定めによる。

- (1) 交付の決定を取消したとき。補助の対象となる事業の当該取消しに係る部分の額
- (2) 第 8 条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、その超える部分

（違約加算金及び延滞金）

第 12 条 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 交付決定を受けた保育施設等は、前条の規定により補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第13条 前条第1項の規定により、交付決定を受けた保育施設等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第14条 第12条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 区長は、交付決定を受けた保育施設等に対し、補助金の返還を命じたにもかかわらず、当該補助金及び当該補助金に係る違約加算金又は延滞金の全部又は一部が納付されない場合において、当該交付決定事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿及び関係書類の整備保管)

第16条 補助金の交付を受けた保育施設等は、この補助金と補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第17条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第7号様式)により区長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた保育施設等の事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所(以下「支社等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、支社等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、板橋区に当該仕入控除税額を返納しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第10条から第18条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

（申請者）  
事業者名  
所在地  
代表者職氏名  
（施設名 　　　　　　　　　）

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付申請書

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

（1）見積書、仕様書、カタログ等

別記第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助条件 板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱の各規定を遵守すること。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、下記のとおり、不交付を決定したので通知します。

記

不交付の理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

（申請者）  
事業者名  
所在地  
代表者職氏名  
（施設名 ）

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった、板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金に関する事業報告及び収支決算について、下記のとおり報告します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類  |   |   |

別記第5号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

事業者名  
代表者職氏名 様  
（施設名 ）

板橋区長

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付額確定通知書

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

(申請者)  
事業者名  
所在地  
代表者職氏名  
(施設名 )

板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金を下記により交付されるよう請求します。

記

補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

別記第7号様式（第17条関係）

年 月 日

板橋区長 殿

（申請者）  
事業者名  
所在地  
代表者職氏名  
（施設名 ）

消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により確定した板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金について、板橋区保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 円

3 添付書類

- （1）2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- （2）2の消費税および地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など